

丹生高校寮建設工事 簡易公募型プロポーザル

要求水準書

令和7年6月 福井県教育委員会

1 総則

(1) 要求水準書の位置付け

本書は、福井県教育委員会（以下、「教育委員会」という。）が丹生高校寮建設工事（以下、「本工事」という。）の受注者に要求する業務の水準を示すものである。本書の要求水準は、応募者の募集から、受注者の決定、事業期間終了まで遵守されるものである。また、本書は本工事の入札に参加しようとする者に交付する公告等と一体のものとする。

なお、本書で使用する用語の定義は、同一の名称によって公告等において使用される用語の定義と同じものとする。

- ア 本書に示す要求水準は、教育委員会が本工事に求める業務の内容および整備する施設の守るべき基準を規定するものである。
- イ 要求水準は、原則として教育委員会が要求する基本的な業務の内容や整備する施設の機能と性能を規定するものであり、具体的仕様およびそれらを構成する個々の手法や工法、機器等については、受注者が要求水準を満たすように提案を行うものとする。
- ウ 本書において具体的な仕様等を規定しているものは、見積条件の基準をそろえるために示したものであり、その決定については、同等以上の性能を有することを条件に、事業期間中に教育委員会との協議により決定する。
- エ 上記アからウに示すほか、技術提案書として提案された内容も業務の過程において教育委員会との協議により具体的仕様その他を決定する。
- オ 具体的な仕様が規定されていない事項については、本工事の趣旨を踏まえ応募者の経験および技術的能力を活用して、効率的かつ効果的な施設整備が行えるよう配慮された提案を行うものとする。
- カ 技術提案書に対して要求水準書を優先するが、技術提案書に記載された性能または水準が要求水準書に記載された内容を上回るときは、技術提案書の記載を優先するものとする。

(2) 事業の目的

丹生高校ホッケー部が活動する越前町営総合運動場は、人工芝ホッケー場を3面有する全国有数の環境であるため、県内外から社会人や大学生チームが合宿に訪れるなど、丹生高校ホッケー部はハイレベルな練習や試合を身近に感じ競技力向上につなげることができている。また、毎年全日本中学校都道府県対抗11人制選手権大会が開催され、将来有望な県外の中学生在が訪れており、競技環境を直接体験することで近年、県外から丹生高校への進学希望者が増加している。

しかし、現寮は部屋数が8部屋と少なく、1部屋を2名で使用しており、感染

症発生時の対応などが困難な状況である。そこで、定員の拡充や個室化等による住環境の向上により、進学希望者を確実に受け入れていきたい。今後、丹生高校ホッケー部を強化していくことが、丹生高校の魅力を向上させ、さらには学校・地域・競技団体による連携により、関係人口の創出や卒業生の県内定着を図るなどの好循環が見込まれるため、新たに寮を整備する。

(3) 本校の特色

丹生高校は、古い歴史と豊かな風土に恵まれた地で、創立100年目を迎えた歴史と伝統ある高等学校である。越前町唯一の県立学校として、地元住民の方々や越前町から大きな期待を受け、多大なご支援ご協力をいただいている。平成20年度からは、福井型中高一貫教育の実践校として、確かな進学実績を積み重ねている他、学校全体の部活動加入率が9割を超えるなど、ホッケー部を核とした部活動の盛んな文武両道の学校としても耳目を集めている。ホッケー部は、一昨年の高校総体男女ダブル優勝や女子ホッケー部の高校三冠、昨年の高校二冠等、数々の偉業を成し遂げるなど、越前町の顔として地域の活性化の一つの要因となっている。

2 施設・整備計画

この寮で過ごす生徒達が夢をもって学校生活を送れるような施設となることを期待します。

(1) 基本事項

ア. 建設場所

- ・建設場所 丹生郡越前町朝日 地係（別添1参照）
- ・敷地面積 約1,400 m²
敷地については受注者が費用負担の上、必要な確認、測量等を行うこと。
- ・地域地区等 都市計画区域内、越前町景観計画区域内
用途地域 準工業地域
建ぺい率 60 %
容積率 200 %
- ・垂直積雪量 200 cm（積雪単位荷重 30 N/cm・m²以上）
- ・地盤状況 スクリューウエイト貫入試験（令和7年5月実施）の速報結果（別添2）を参照すること。なお、正式な調査結果報告書は技術提案者選定結果通知と合わせて公開する見込みである。

イ. 収容人員

- ・寮生 30人（男子12人、女子18人）
- ・舎監（管理人） 1人

ウ. 施設規模等

- ・寮 木造2階建て、延べ面積約860 m²
- ・駐車場 5台（多目的駐車場1台分を含む）
- ・駐輪場 30台

(2) 整備水準

ア. 耐震安全性

耐震安全性の分類は、以下の水準を満足させること。

- ・構造体 II類
- ・建築非構造部材 B類
- ・建築設備 乙類

イ. 省エネ性能

省エネ性能は、以下の水準を満足させること。

- ・断熱等性能等級 等級5
- ・一次エネルギー消費量等級 等級6

(3) 必要諸室および面積

表1に所要室および各室の面積等を示す。表中の面積は想定のため、提案に応じて変更することは可能とする。ただし、寮室については各室10㎡以上を確保すること。

表1 所要室一覧

室名等	室数	面積 (㎡)	合計 (㎡)	備 考
寮室（1人部屋）	30	10	300	男子12室、女子18室
食堂	1	60	60	収容人員30人
厨房・検収室	1	45	45	食品庫、更衣室、調理員用トイレ
談話室（学習室）	1	30	30	食堂と一体的に利用
談話室	1	10	10	女子専用エリアに配置
舎監室（管理人室）	1	18	18	
浴室・脱衣室	2	30	60	男女各1
洗面室	2	15	30	男女各1
洗濯室	2	10	20	男女各1
多目的トイレ	1	6	6	
共用部	適宜			玄関、廊下、階段、トイレ、倉庫等
合計			約860㎡	

(4) 各室の用途・仕様

ア 寮室

- ・1人部屋とし、学習机、椅子、ベッド等のほか荷物を収納するためのクローゼットを設置する。
- ・女子の寮室は2階に設け、女子18室のうち6室程度は男子が利用した場合も男女が交わらないよう可動間仕切り等を設け、1室単位で仕切れる構造とすること。
- ・冷暖房用エアコンを設置し、寮室と舎監室の両方から電源の入り切りができる仕様とする。
- ・洗濯物を干す設備（昇降式物干し竿等）を設置する。

イ 食堂

- ・収容人員が十分に利用できるテーブルと椅子を設置する。
- ・冷暖房用エアコンを設置する。
- ・入寮者が自由に使用できる冷蔵庫、電子レンジを設置する。

ウ 厨房・検収室

- ・30人分の食事（朝食、夕食）および弁当（昼食）を調理するために必要となる設備を整備する。
- ・火災等の緊急時にも迅速かつ円滑な対応がとれる配置計画とする。
- ・厨房設備は「表3 厨房機器一覧」とし、機器の使用に必要な給排水設備、給湯設備、食器を洗浄する設備のほか、電源等を設ける。
- ・ドライシステム仕様とする。
- ・食堂と隣接させ、配膳カウンターを設置する。
- ・検収室は、食品を受領・検品するスペースとし、検品する棚、冷蔵庫、冷凍庫を設置する。食品の搬入、調理に配慮した配置とする。
- ・食品庫には、食材を管理するための棚を設置する。
- ・更衣室に3人分のロッカーを設置する。
- ・調理員用トイレを設ける。
- ・冷暖房用エアコンを設置する。

エ 談話室

- ・入寮者が団らんや共同学習を行うスペースとし、テーブル、椅子、学習資料等を収納する本棚、テレビを設置する。
- ・女子専用エリア内に女子専用の談話室を設け、テーブル等の備品を設置する。なお、談話室は個室とする。

オ 舎監室（管理人室）

- ・玄関付近に配置し、舎監（管理人）が入寮者の出入りの管理等を行う執務スペースと就寝等の居住スペースを設ける。
- ・寮室同様の備品のほか、ロッカー、キーボックス、テレビ、電話機、エアコンを設置する。

カ 浴室・脱衣室

- ・男女各1室とし、それぞれにユニットバス（1616サイズ程度）を1か所、シャワーユニットを4か所設ける。
- ・脱衣室に洗面台を設ける。

キ 洗面室

- ・男女各1か所以上とし、それぞれに5か所程度の洗面ボウルを設ける。

ク 洗濯室

- ・男女各1室とする。洗濯機を1階に5台、2階に6台設け、乾燥機を各室に3台ずつ設置する。

- ・入寮生の洗濯物は原則、各寮室で干すものとする。

ケ トイレ

- ・男女各 1 か所以上とする。男子トイレは小便器 5 基、大便器 3 基、女子トイレは大便器 5 基程度とする。大便器は洋式とし、温水洗浄便座機能を有するものとする。
- ・多目的トイレを 1 階に 1 か所設置する。

コ その他

- ・掃除用具等の物品を保管するための倉庫を 1 か所以上設ける。

(5) 屋外施設の整備・仕様

- ・生徒の送迎、舎監および調理員、食材の搬入のための駐車場（5 台程度）を整備し、そのうち 1 台は多目的駐車場とする。
- ・入寮者用の駐輪場（30 台分）を整備する。
- ・敷地を区切るフェンス等を設置する。
- ・ごみ収集庫（1200L 程度）を設置する。
- ・敷地内の雨水を適切に処理できる排水計画とする。
- ・夜間の安全性を確保できる外灯計画とする。
- ・その他、植栽等の外構計画は提案による。

(6) 施設計画

ア 一般事項

- ・構造材の 70%以上（材積比）に県産材を活用すること。ここで、構造材は土台、大引、通柱、管柱、梁、桁、母屋、火打、小屋束、棟木をいう。
- ・地域資源である越前瓦や越前焼陶板タイルなどの伝統工芸品を、意匠性、機能性を考慮のうえ、利用者の目に触れる場所などに積極的に活用したものとする。
- ・省エネルギー、省資源、ランニングコストの抑制を考慮した計画とすること。
- ・機器の更新性、メンテナンス性を十分に考慮し、建設後 20 年程度はメンテナンスフリーの計画とすること。
- ・降雪期においても利用者が安全に使用できる計画とすること。
- ・火災等の緊急時に安全かつ迅速に避難できる計画とすること。

イ 建築計画

- ・道路から敷地への乗り入れを新たに設けること。その際、受注者の責により道路管理者等と乗り入れの仕様（配置、構造、乗入れ幅等）について協議を行うとともに、施工にあたっての必要な手続き等を行うこと。
- ・敷地内にある既設構造物等（フェンス、樹木等）は撤去すること。敷地南側の

U字溝および泥上げは既存のままとする。また、照明灯について支障となる場合は移設を行うこと。

- ・玄関や食堂、談話室等の共用部以外の寮室、浴室、トイレ、洗濯室等については男女別とし、異性の立入りを制限するようにする。

ウ 電気設備計画

- ・敷地内に受変電設備を整備し、敷地内への電力供給源とすること。
- ・各寮室の電気使用量が分かる設備を設置すること。
- ・照明設備は、LED 照明器具を主体とするとともに、メンテナンスの容易なものとする。また、適宜外灯を設けること。
- ・コンセントやスイッチ等は、室内レイアウトを想定した使い勝手のよい配置とすること。
- ・寮室、食堂、談話室、舎監室には、インターネットへの接続可能な Wi-Fi 設備を設けること。その際、30 人が同時にオンライン授業（ZOOM 等による相互通信）を受ける場合においても支障なく通信できる仕様とする。
- ・舎監室に電話設備、食堂、談話室、舎監室にはテレビが視聴可能な設備を設置する。
- ・舎監室から各室へ放送が可能な放送設備を設置する。
- ・関係法令に基づき必要な消防設備等を設置するとともに、その他利用上必要と考えられる設備についても、応募者提案のうえ設置すること。

エ 機械設備計画

- ・冷暖房設備は、寮室、食堂、厨房、談話室、舎監室に設けるものとし、空調方式は、ライフサイクルコスト、省エネ性等を総合的に評価し、最適なものを提案すること。
- ・各寮室の冷暖房設備は個別空調とし、寮室、舎監室の両方から電源の入り切りが行えるようにするほか、電力使用量を個別に管理できるようにすること。
- ・上水道および下水道設備は新たに引込みをすること。また、給排水設備や給湯設備は、敷地や周辺状況を考慮のうえ提案すること。
- ・関係法令に基づき必要な消防設備等を設置するとともに、その他利用上必要と考えられる設備についても、受注者提案のうえ設置すること。

(7) 備品

表 2 に備品一覧、表 3 に厨房機器一覧をそれぞれ示す。表に記載のない備品等についても、法令等により義務付けられているものや一般的な使用において必要となる備品等については、受注者の提案により設置することとする。

表2 備品一覧

設置場所	名 称	数 量	備 考
寮室	学習机	30 台	卓上ライト
	椅子	30 脚	
	ベッド	30 台	
	本棚	30 台	
食堂	テーブル (4 人掛け)	8 台	
	椅子	32 脚	
	冷蔵庫	2 台	180 L 程度、入寮者用
	電子レンジ	2 台	入寮者用
	テレビ	1 台	
	掲示板、白板	各 1 台	W1800×H900mm 程度
	ミニキッチン	1 台	
厨房・検収室	厨房機器	一式	表 3 参照
	給食員用ロッカー	1 台	3 人用
談話室	テーブル、椅子、本棚	適宜	食堂と一体の場合は食堂の 備品と兼用してもよい。
	テレビ	1 台	
談話室 (女子専用)	テーブル、椅子、本棚	適宜	
	テレビ	1 台	
	冷蔵庫	2 台	180 L 程度、入寮者用
	電子レンジ	1 台	入寮者用
	ミニキッチン	1 台	
舎監室	机、椅子	1 台	
	ベッド	1 台	
	ロッカー	1 台	
	キーボックス	1 台	60 本用
	テレビ	1 台	
	電話機	1 台	
	ミニキッチン	1 台	
洗濯室	洗濯機	11 台	1 階:5 台、2 階:6 台
	乾燥機	6 台	各階 3 台
玄関・ホール	下足箱、傘立て	適宜	35 人対応
	名札掛け(出退表示用)	30 個	
共通	カーテン、ブラインド	一式	
	消火器	一式	

表3 厨房機器一覧

室名	分類	番号	機器		寸法			数量	参考品番
					W	D	H		
厨房	調理機器	1	スチームコンベクションオープン	2/3ホテルパン、5枚タイプ	825	740	750	1	ASCO-51RL
		2	電磁調理器	3.0kW×3	1,200	600	850	1	MIR-1333SA
		3	IH天ぷらフライヤー	8L	450	600	300	1	MIRF-5
		4	炊飯器	3升	502	429	410	2	SR-PGC54
		5	マイコンスूपジャー	8L	362	315	335	1	JHI-N081
	冷却機器	6	冷蔵庫	600L程度	900	655	1,950	1	FR9065KAi
		7	コールドテーブル冷蔵庫	330L程度	1,500	600	850	1	FRT1560KBiP
		8	冷凍庫	600L程度	900	655	1,950	1	FRF9065KAiP
	洗浄・衛生機器	9	器具殺菌庫		1,200	600	1,800	1	FSCK1260
		10	包丁まな板殺菌庫		600	600	800	1	TNS-60TF
		11	食器消毒保管庫		900	550	1,900	1	TNHE-10
		12	食器洗浄機		600	600	1,280	1	SD64E6B
		13	一槽ソイルドテーブル		1,200	600	850	1	TA-1SL-120
		14	水切付二槽シンク	SUS304	1,500	600	850	1	TA-2SL-150
		15	電解水生成装置	3.6～6.0t/h	285	145	335	1	WOX-50WB
	作業・収納機器	16	作業台	IH天ぷらフライヤー台	600	600	850	1	TA-WT-60NB
		17	作業台	包丁まな板殺菌庫台	600	600	850	1	TA-WT-60NB
		18	作業台	下部炊飯器入れ	1,200	750	850	1	TA-WT-120A
		19	作業台	スチームコンベクションオープン台	1,300	600	850	1	TA-WT-120
		20	作業台（引出戸付）	マイコンスूपジャー台	1,500	600	850	1	FTD1560
		21	調理台（戸棚付）		1,500	600	850	1	TA-WCT-150NB
		22	調理台（戸棚付）		1,200	750	850	1	TA-WCT-120ANB
		23	炊飯台車		450	450	250	2	TXA-R-43S
		24	移動台		600	600	850	3	FTP0660C
		25	保冷米びつ		300	565	860	1	HK-331W
検収室	冷却機器	26	検食用冷凍庫	380L程度	625	650	1,910	1	FRF6165JB-KS
	収納機器	27	戸棚		750	600	1,800	1	FCC0960
		28	検収台		750	450	850	1	TA-WT-A7545
		29	移動台		600	450	850	1	FTP0660C
食品庫	収納機器	30	シェルフ		900	610	1,630	1	N-TES-19-6191S
		31	シェルフ		1,830	460	1,630	1	N-TES-19-6118S
食堂	その他	32	ティーディスペンサー	2種、100杯	450	527	1,495	1	PTE-100H2WB-C
		33	製氷機	45kg	630	450	800	1	SIM-AS4500

3 業務の範囲

本業務の範囲は、以下のとおりとする。

(1) 設計・施工業務

- ア 基本設計業務
- イ 実施設計業務
- ウ 工事監理業務
- エ 施工業務

(2) その他、付随業務

- ア 事前調査業務
- イ 各種関係機関との調整業務
- ウ 許認可等申請業務
- エ 検査業務

4 業務に関する要求水準

(1) 設計業務

ア 設計業務の進め方

- ・受注者は、実施要項、要求水準書および技術提案書に基づき仕様を決定すること。
- ・受注者は、教育委員会が行う施設管理者からのヒアリング等、整備計画、維持管理に係る内容について関係者の意見集約に協力するとともに、設計への反映を検討すること。
- ・所要室および面積は「2 施設・整備計画」に基づくが、諸室の使い勝手等により教育委員会が指示した場合は、全体の事業費の範囲内で変更を行うこと。
- ・受注者は、事業全体にかかる工程表および設計業務に係る工程表を適切な時期に監督職員に提出すること。
- ・そのほか監督職員の求めに応じて必要な検討、資料作成を行うこと。

イ 基本設計業務

- ・受注者は、要求水準書、技術提案書および施設管理者とのヒアリング等に基づく設計条件等を教育委員会と協議のうえ、整理すること。
- ・受注者は、計画に関する法令および条例上の条件を調査・整理し、教育委員会に報告すること。
- ・受注者は、上下水道、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関と打ち合わせを行い、教育委員会に報告すること。
- ・受注者は、各諸条件の整理を行い、教育委員会と協議のうえ、基本設計図書を作成し、教育委員会の確認を得ること。

ウ 実施設計業務

- ・受注者は、基本設計後の状況の変化および具体の検討によって、設計条件に変更が生じる場合は、教育委員会と協議すること。
- ・受注者は、着工するまでに実施設計図書を教育委員会に提出し、教育委員会の承諾を得ること。実施設計図書の作成は適用基準に基づくこと。
- ・提出する実施設計図書については、教育委員会と協議のうえ決定する。

エ 設計に係るその他の業務

- ・受注者は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）等の各種法令・条例にかかる必要な書類を作成、申請および手続きを行うこと。なお、手続きに要する費用は受注者の負担とする。
- ・受注者は、以下の内容にて請負代金内訳書および数量積算書を作成し、提出すること。

ア 数量根拠は、公共建築工事積算基準、公共建築数量積算基準、公共建築設備数量積算基準によること。

イ 内訳書は営繕積算システム RIBC2 により作成し、印刷物と電子データを提出すること。

ウ 各単価については、参考見積を徴収するなど単価根拠を明確にし、参考見積書等単価根拠についても提出すること。

- ・受注者は業務の内容や進捗等について、教育委員会と適宜打合せを実施する。
- ・木材使用予定数量を県産材とその他と分けて集計し提出する。また、工事完了時には実際の使用数量を県産材とその他の材と分けて集計し提出する。
- ・その他必要な事項については、受注者と教育委員会の協議により決定する。

（２）工事監理業務

- ・工事監理者（以下、「監理者」とする。）は、工事施工者（以下、「施工者」とする。）が提出する工程表について、工期および設計図書に定められた品質の確保について検討し、品質が確保できないおそれがある場合は、施工者に対して修正を指示し、その他必要な措置についてとりまとめ監督職員に報告すること。
- ・監理者は、施工者が作成し、提出する施工図、製作見本、見本施工等が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、適合していると認められる場合には承諾し、その旨をまとめて監督職員に報告すること。
- ・上記検討の結果、適合しないと認められる場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置を施工者に指示し、監督職員に報告すること。
- ・監理者は、設計図書の定めによる工事材料、設備機器等（当該材料、機器等に係る製造者および専門工事業者を含む。）およびそれらの見本が設計図書の内容に適

合しているかについて検討し、適合していると認められる場合には承諾し、その旨をまとめて監督職員に報告する。

- ・上記検討の結果、適合しないと認められる場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置を施工者に指示し、監督職員に報告する。
- ・監理者は、施工者が行う工事が設計図書の内容に適合しているかについて、目視による確認、抽出による確認、工事の受注者等から提出される品質管理記録の確認等により確認を行うこと。
- ・監理者は、上記確認の結果、工事が設計図書のとおりに実施されていると認められる場合には、その旨を監督職員に報告すること。また、上記確認の結果、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認められる箇所がある場合、または監督職員から適合していない箇所を示された場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置を施工者に指示し、監督職員に報告すること。
- ・監理者は、工事と設計図書との照合および確認をすべて終えた後、業務報告書および監督職員が指示した書類等の整備を行い、監督職員に提出すること。
- ・その他必要な事項については、受注者と教育委員会の協議により決定する。

(3) 工事施工業務

- ・工事施工業務は適用基準等に基づき実施すること。
- ・施工者は、施工計画書、品質管理計画書、施工報告書、材料報告書等を作成し、工事監理者の承諾を得ること。
- ・工事に伴い想定される騒音、振動、悪臭、粉塵、交通渋滞等については、近隣住民の生活環境や本校の学習環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の対応を講じて影響を最小限に抑えるための工夫を行うこと。
- ・近隣住民や本校教職員等に対して、工事内容を十分に周知して理解を得るとともに、作業時間についても了承を得ること。
- ・施工者は、全体施工工程表、月間工程表等を適切な時期に監理者および教育委員会に提出すること。
- ・施工者は、施工体制台帳および施工体系図を提出すること。
- ・施工者は、総合図、製作図、施工図、完成図等を作成し、監理者の確認、教育委員会の承諾を受けること。
- ・施工者は、工事状況を教育委員会に毎月報告するほか、教育委員会から要請があった際は、施工の事前説明および事後報告を行うこと。
- ・教育委員会は、随時、施工状況の確認を行うことができるものとする。
- ・施工者は、工事を円滑に推進できるように、必要な工事状況の説明および整備を十分に行うこと。
- ・施工者は、施工時、検査時および施工完了時等に、要求水準書、技術提案書との

整合確認書を提出し、監理者の確認を受け、教育委員会の承諾を得ること。教育委員会は必要な場合は、施工者に要求水準書および技術提案確認書との整合確認を求めることが出来るものとする。

- ・その他必要な事項については、受注者と教育委員会の協議により決定する。

(4) その他

- ・本工事は、完全週休2日（土・日曜日の現場閉所）工事とする。受注者は、実施状況を記載した月報等を発注者に提出すること。やむを得ず、土・日曜日に現場作業を行う場合は、事前に発注者に協議のうえ了承を得ること。
- ・本工事は、「営繕工事における猛暑による作業不能日数の取扱いに係る運用」に基づいて、猛暑による作業不能日数を6日間見込んでいるため、猛暑時の作業員の熱中症対策に努めること。
- ・受注者は、工事完了後引渡し前に化学物質の室内濃度測定を行い、室内濃度が厚生労働省の基準値以下であることを確認し、教育委員会に報告すること。
- ・受注者は、教育委員会が本工事についての交付金申請等を行う場合は、必要となる資料作成に関して支援すること。
- ・本工事の工事着手から引渡しまでの工事範囲部分の電気、上下水道、ガスおよび通信等の使用料金（基本料金を含む。）ならびにそれらの引込申請料は受益者負担金等を含め、すべて受注者の負担とする。
- ・受注者は、営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房庁営繕部整備課）に基づき工事写真の撮影および整理を行い、提出すること。
- ・受注者は、本工事に関する教育委員会への監査、会計検査等が実施される場合には、工事完了後も含めて、資料作成、指摘事項への対応等協力すること。
- ・本工事に係る発注者による検査は次のとおりとする。受注者は、検査時に必要な成果品および関係書類等について監理者の確認および監督職員の承諾を受け、教育委員会が指定する検査職員による検査を受けること。検査に合格しない場合、部分払および完成払等を行うことはできない。また、受注者は教育委員会による検査に先立ち自主検査を行うこと。

ア 建て方完了時

イ 本施設の完成

ウ 上記のほか、その後の工程により不可視となり確認ができなくなるもの等として教育委員会が指示する時点

(5) 関係法令・適用基準

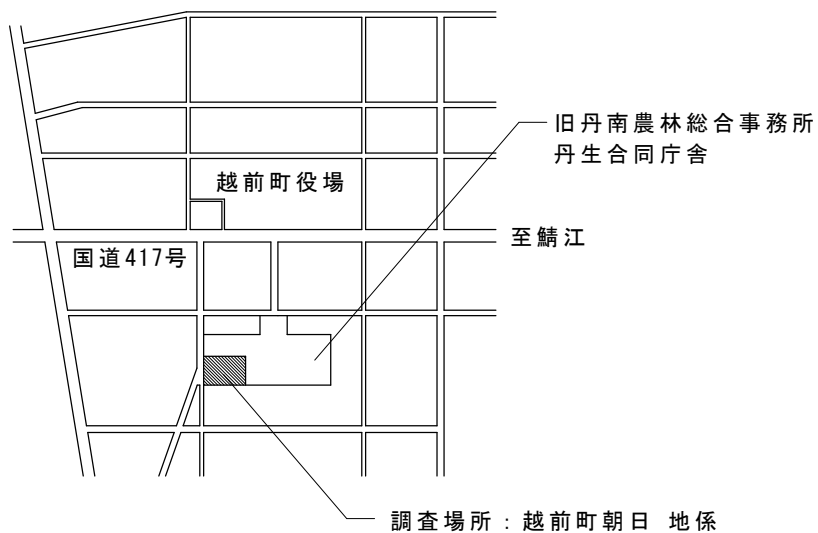
- ・受注者は事業を実施するにあたり、構築物の敷地、建築物、構造および建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令および条例を遵守すること。これらのほ

か、本工事に関連する法令等を遵守し、必要となる許認可の取得、届出、点検、その他の法令で定める事項を受注者の責において実施すること。許認可等に要する費用は一切受注者の負担とする。なお、各基準は最新のものを参照すること。

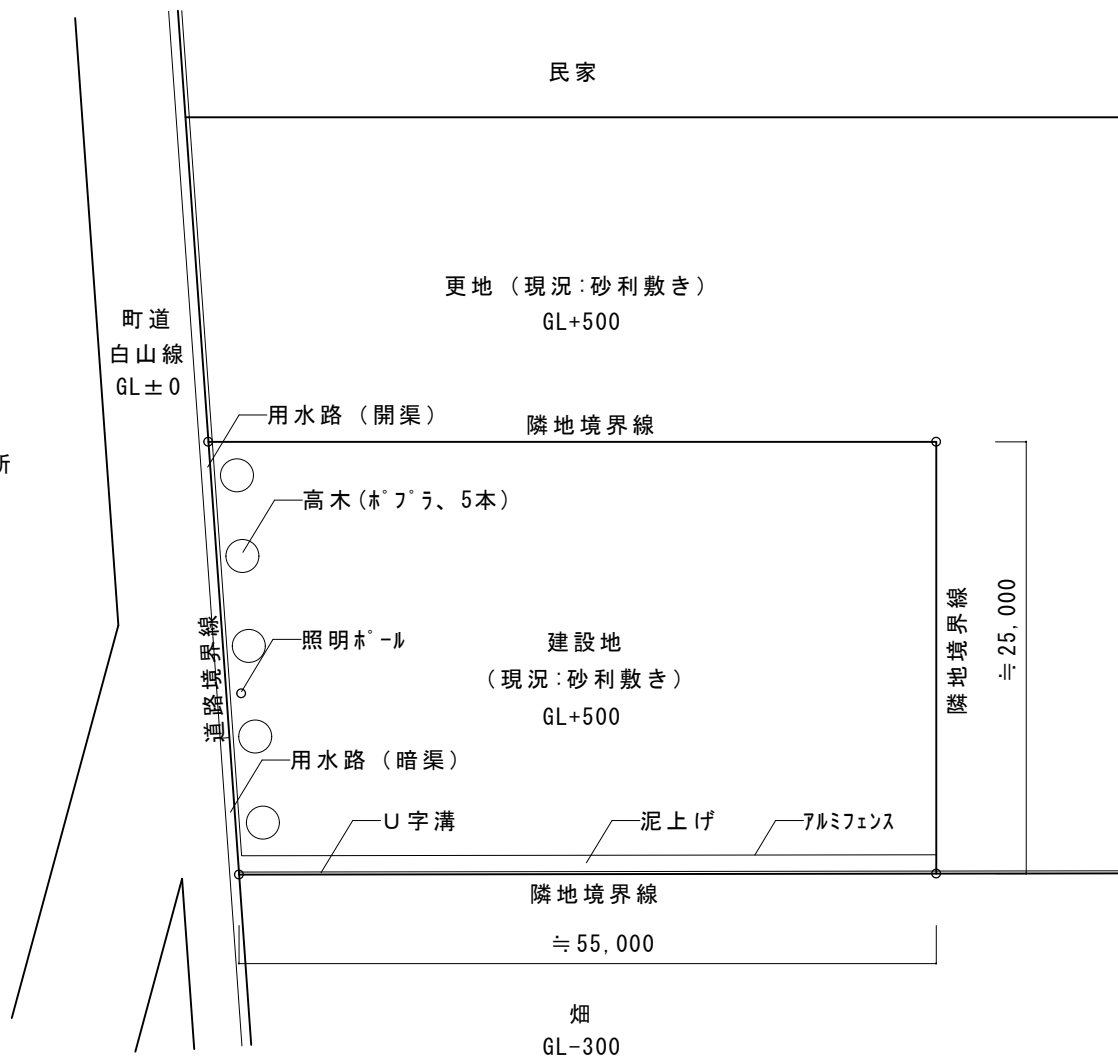
- ・要求水準書等に記載がない事項については、原則として以下の適用基準による。なお、技術革新等に伴い、教育委員会が必要と認めたもの（工法、使用材料、設備機器、検査方法等）については、適用基準の適用対象外として扱うことができるものとする。また、原則として、適用する基準等は、すべて公告時点における最新版とし、契約締結後の改定については、その適用について発注者と協議により決定するものとする。

適用基準

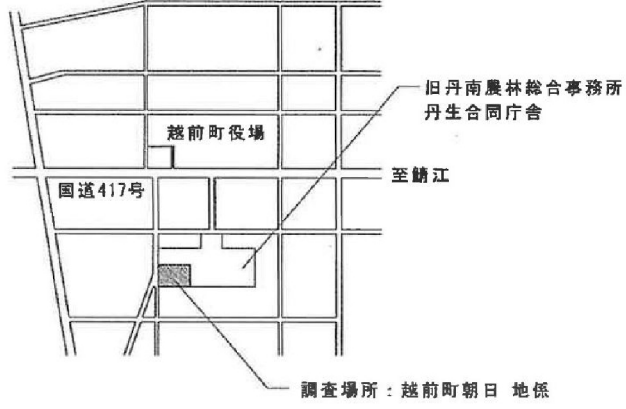
- ・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・建築設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- ・建築構造設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- ・構内舗装・排水設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- ・建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- ・建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）
（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
- ・木造計画・設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築設備数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・公共建築木造工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・建築工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）



付近見取図



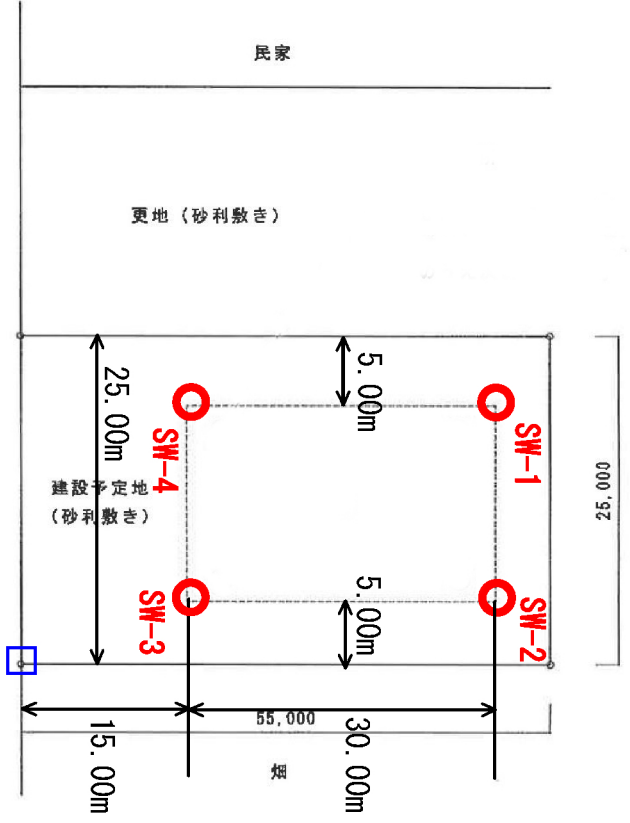
配置図



付近見取図

- : 試験位置
- : 基準点

凡例



配置図

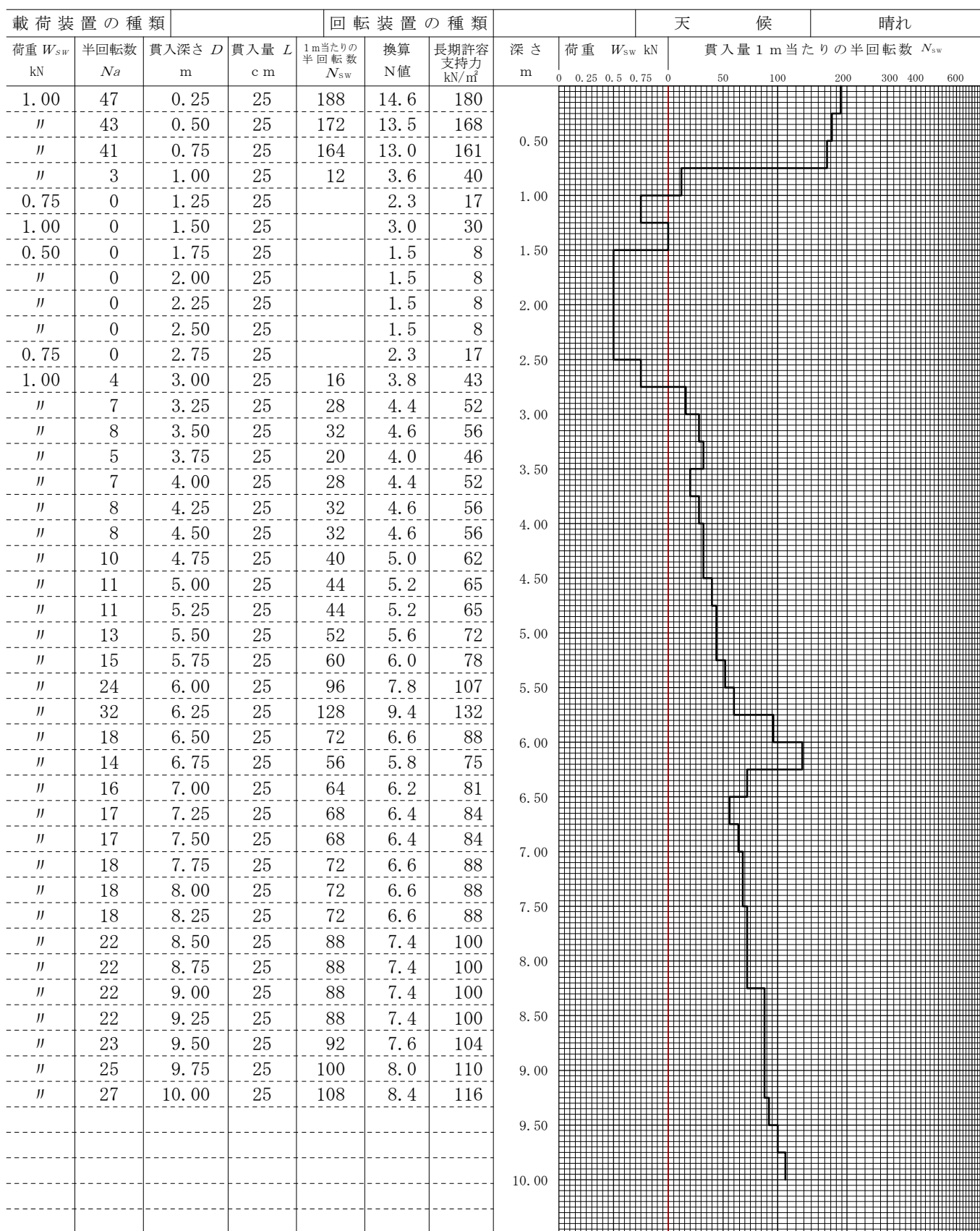
スクリーウエイト貫入試験

調査件名 丹生高校寮建設工事 地質調査業務

試験年月日 令和 7年 5月 19日

地点番号 (地盤高) SW-1 (10.915m)

試 験 者 梅田・細川



特記事項

$$\begin{aligned} \text{礫} \cdot \text{砂} \cdot \text{砂質土} : N &= 2W_{sw} + 0.067N_{sw} \\ \text{粘土} \cdot \text{粘性土} : N &= 3W_{sw} + 0.050N_{sw} \end{aligned}$$

荷重による貫入： $q_a = 30 \times (W_{sw})^2$ (甚野式)
 回転による貫入： $q_a = 30 + 0.8 \times N_{sw}$ (甚野式)

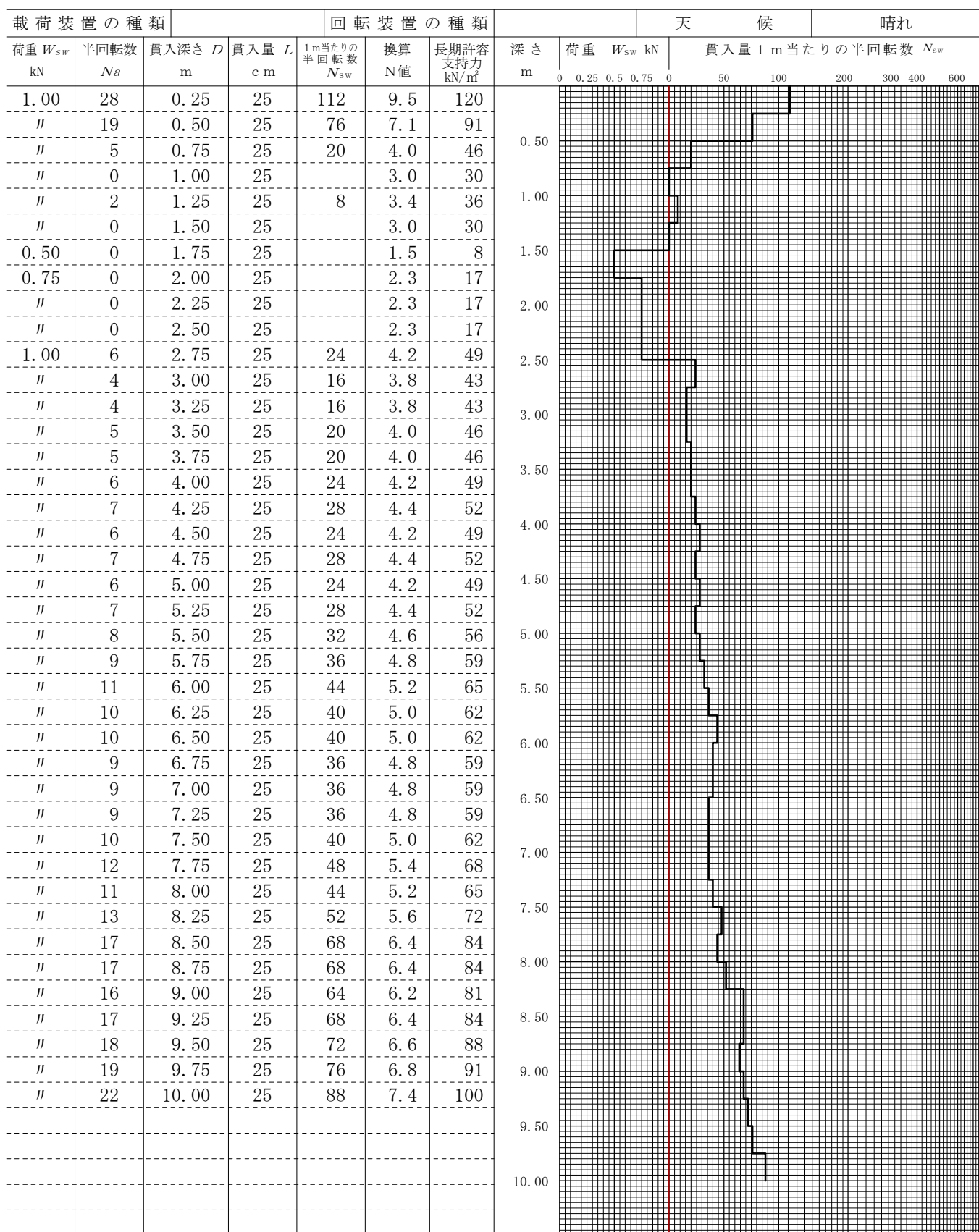
スクリーウエイト貫入試験

調査件名 丹生高校寮建設工事 地質調査業務

試験年月日 令和 7年 5月 19日

地点番号 (地盤高) SW-2 (10.809m)

試 験 者 梅田・細川



特記事項

$$\begin{aligned} \text{礫} \cdot \text{砂} \cdot \text{砂質土} : N &= 2W_{sw} + 0.067N_{sw} \\ \text{粘土} \cdot \text{粘性土} : N &= 3W_{sw} + 0.050N_{sw} \end{aligned}$$

荷重による貫入： $q_a = 30 \times (W_{sw})^2$ (甚野式)
 回転による貫入： $q_a = 30 + 0.8 \times N_{sw}$ (甚野式)

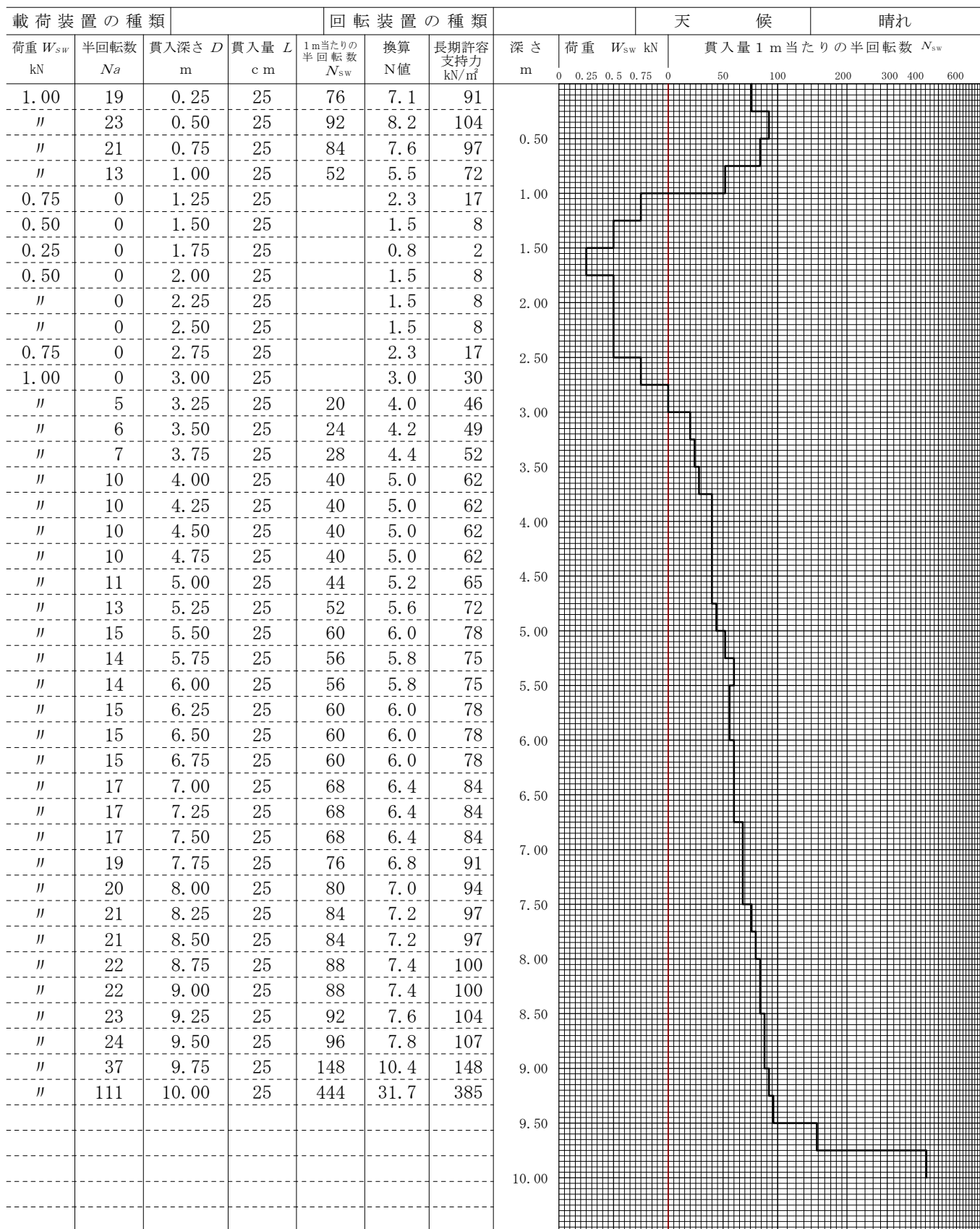
スクリーウエイト貫入試験

調査件名 丹生高校寮建設工事 地質調査業務

試験年月日 令和 7年 5月 19日

地点番号 (地盤高) SW-3 (10.765m)

試 験 者 梅田・細川



特記事項

$$\begin{aligned} \text{礫} \cdot \text{砂} \cdot \text{砂質土} : N &= 2 W_{s w} + 0.067 N_{s w} \\ \text{粘土} \cdot \text{粘性土} : N &= 3 W_{s w} + 0.050 N_{s w} \end{aligned}$$
$$\begin{aligned} \text{荷重による貫入: } q_a &= 30 \times (W_{sw})^2 && \text{(甚野式)} \\ \text{回転による貫入: } q_a &= 30 + 0.8 \times N_{sw} && \text{(甚野式)} \end{aligned}$$

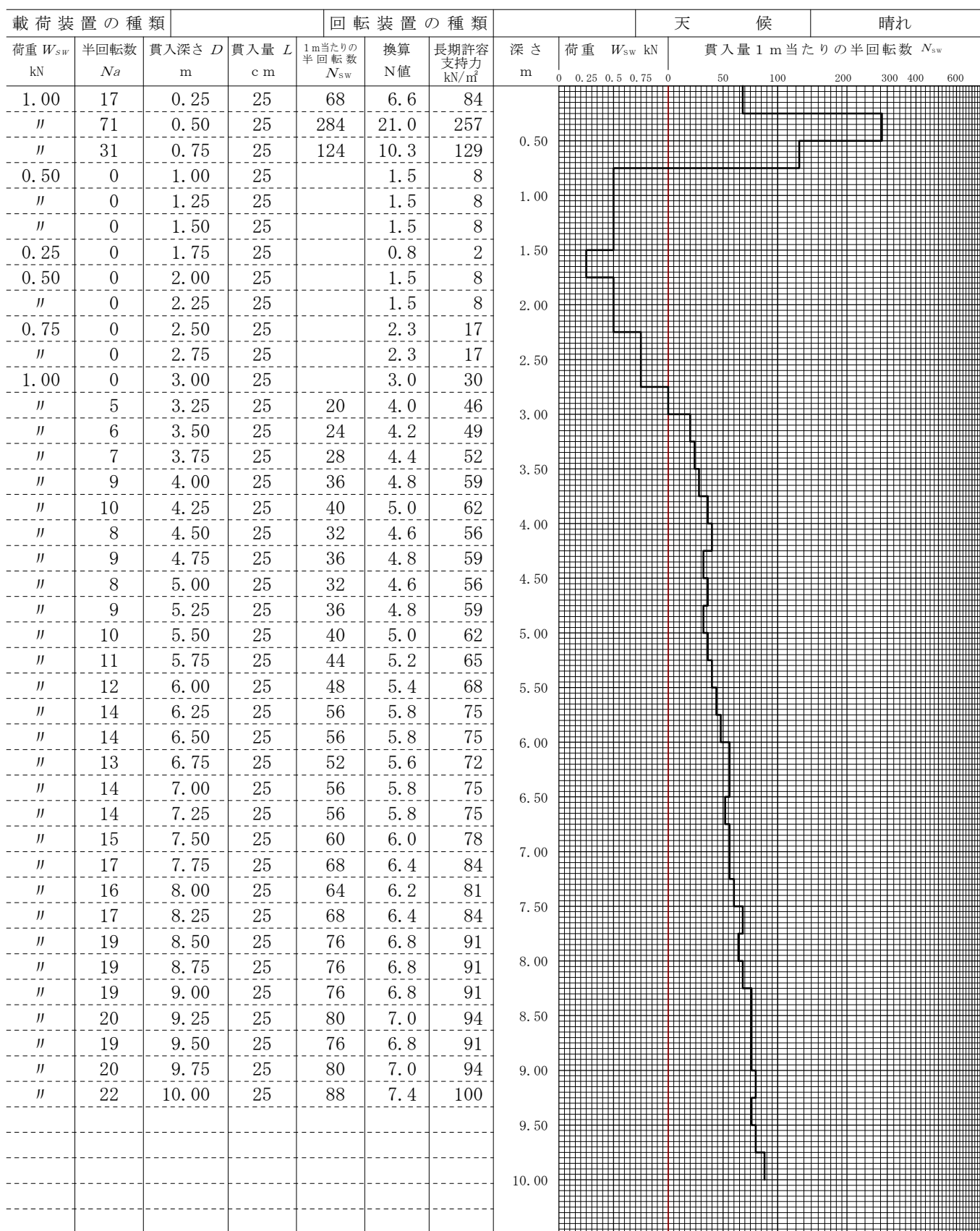
スクリーウエイト貫入試験

調査件名 丹生高校寮建設工事 地質調査業務

試験年月日 令和 7年 5月 19日

地点番号 (地盤高) SW-4 (10.831m)

試 験 者 梅田・細川



特記事項

$$\begin{aligned} \text{礫} \cdot \text{砂} \cdot \text{砂質土} : N &= 2 W_{s w} + 0.067 N_{s w} \\ \text{粘土} \cdot \text{粘性土} : N &= 3 W_{s w} + 0.050 N_{s w} \end{aligned}$$
$$\begin{aligned} \text{荷重による貫入: } q_a &= 30 \times (W_{sw})^2 && \text{(甚野式)} \\ \text{回転による貫入: } q_a &= 30 + 0.8 \times N_{sw} && \text{(甚野式)} \end{aligned}$$